

# スマートフォンの アプリケーション・プライバシーポリシーに 関するガイドラインについて

---

2012, 12, 21

一般社団法人モバイルコンテンツフォーラム  
常務理事 寺田真治

## ■ 設立の背景

- 1999年4月 イージーインターネット協会(EIA)内のフォーラムとして任意団体の活動を開始。
- 1999年10月 イージーインターネット協会(EIA)の解散にともない独立した民間の任意団体として活動を開始。
- 2009年4月 任意団体の解散と一般社団法人の設立により一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラムとして活動を開始。

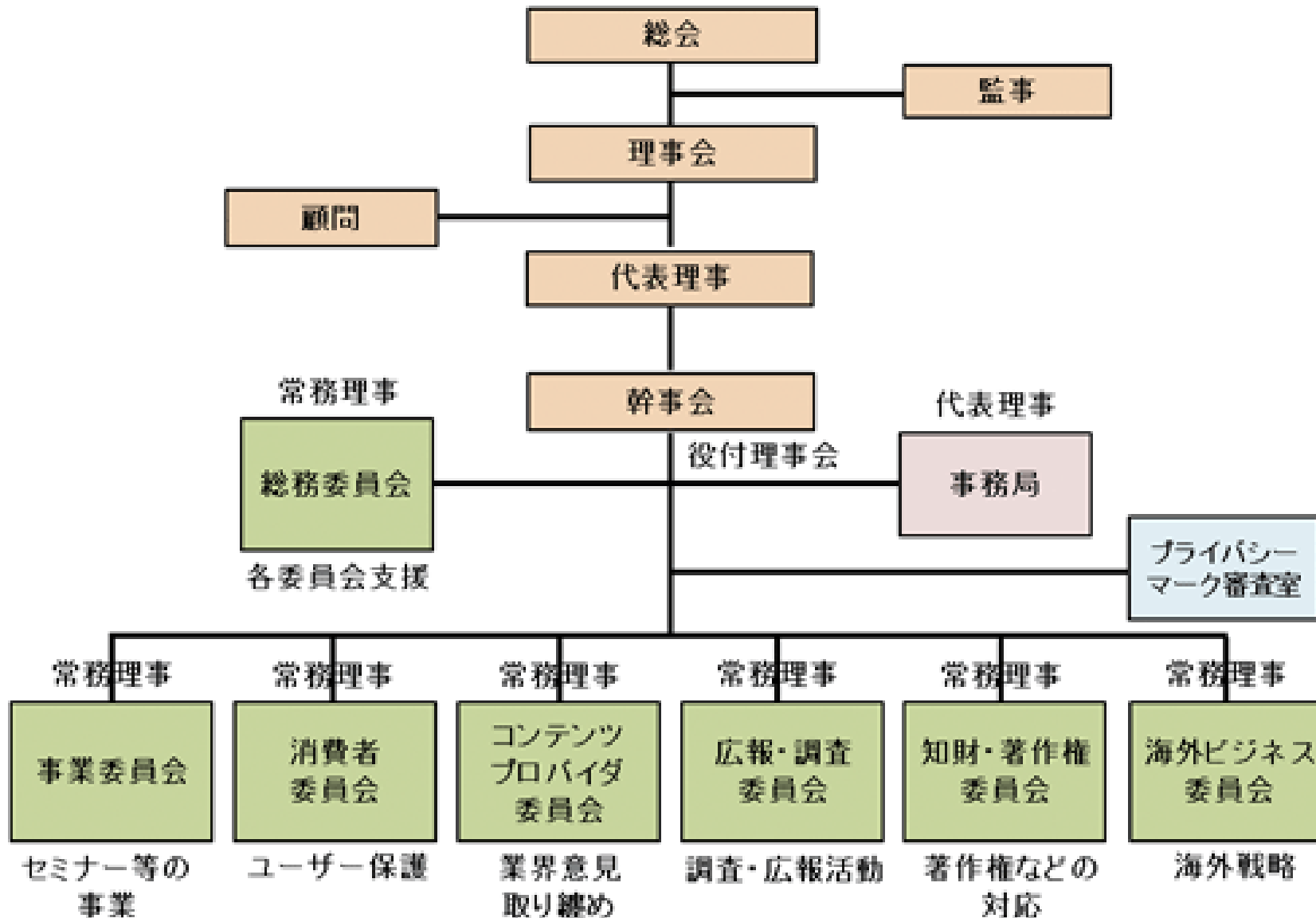
## ■ MCFの使命

MCFは、以下のような3つの使命を掲げ、活動を推進していきます。

- 1) モバイルコンテンツ関連産業の健全な発展のため、消費者や関係団体等と円滑な関係を構築し社会との共存共栄を目指して、業界をサポートしていきます。
- 2) モバイルコンテンツ関連産業の発展のため、利用者ニーズに立脚した多様なビジネスモデルを創造することを支援します。
- 3) 我が国の将来を担う産業として、海外マーケットを含めた新たな市場の開拓の支援を推進します。

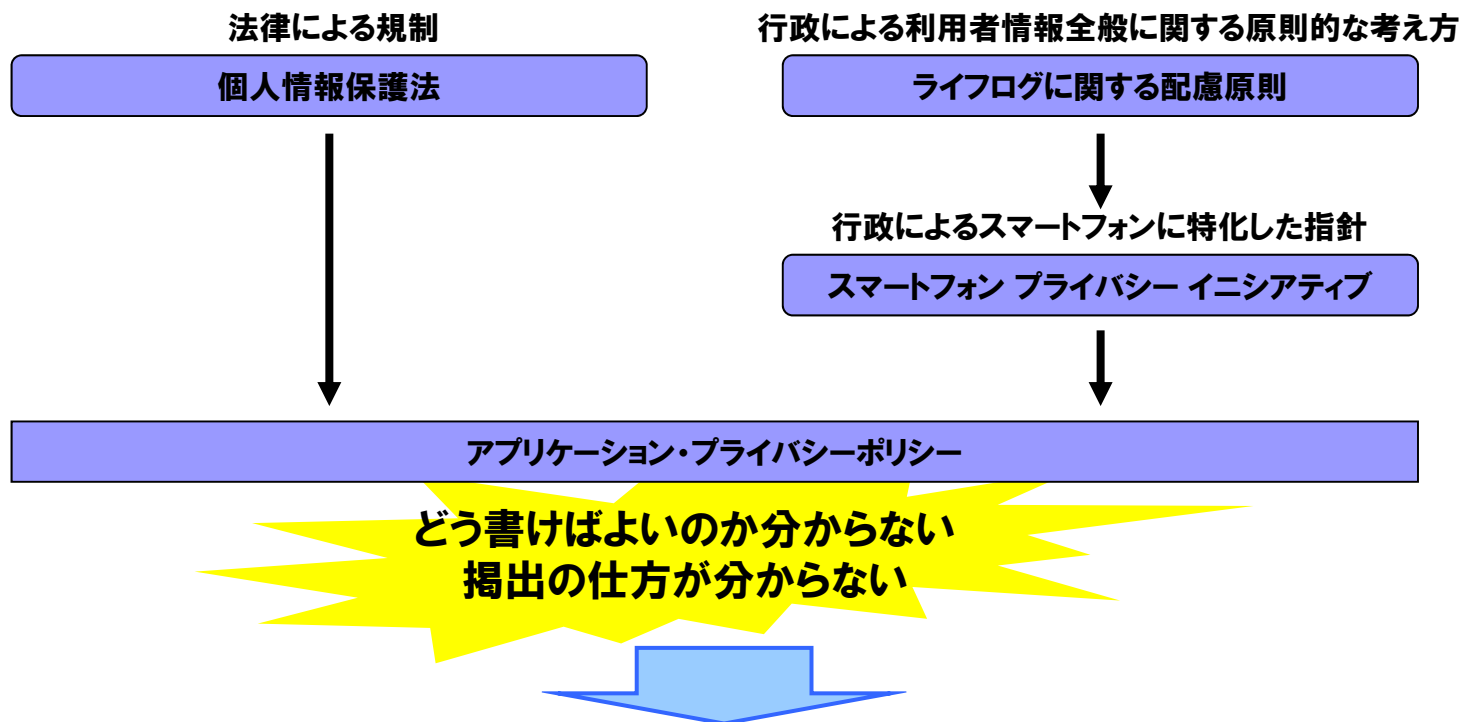
## ■ 会員数

217社(2012年11月13日現在)  
コンテンツプロバイダー、キャリア、端末メーカー、Sler、ソフトウェアベンダー等



スマートフォン プライバシー イニシアティブの「スマートフォン利用者情報取扱指針」(第5章)  
各論【①スマートフォンにおける利用者情報を取得する者における取組】の重要ポイント

**アプリケーション提供者は  
各アプリケーションごとにプライバシーポリシーを策定し掲出する**



喫緊の課題に対処するために、2012年11月13日発表  
「スマートフォンにおけるアプリケーション・プライバシーポリシーに関するガイドライン」


このガイドラインは、アプリケーション提供者にとって喫緊の課題となっているアプリケーション毎のプライバシーポリシーの作成や掲出方法について、必要要件、推奨要件やモデル案が記されたものである

## 第1部：充足すべき必要要件



総務省「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」  
スマートフォンにおける利用者情報の取扱いの在り方(第5章)を提示。

## 第2部：実装にあたっての推奨要件



「アプリケーション・プライバシーポリシー」の実装にあたって推奨される要件を提示。  
指針では触れられていない具体的な方法や実態に合わせた追加事項等。

## 第3部：実装にあたってのモデル案

「アプリケーション・プライバシーポリシー」のモデル案と作成ガイドを提示。  
詳細な本編だけでなく概要の作成方法についても提示。

## 1. アプリケーション・プライバシーポリシーの名称について

「個人情報保護方針」と混同されないように、「アプリケーション・プライバシーポリシー」という表記を採用する事を推奨。

## 2. 通知又は公表および同意取得等のタイミングについて

最低でも初回起動時に利用者情報を取得する前に閲覧できるようにする。  
同意が必要な場合には同意の意思を確認できるように、もしくは、個別の情報取得場面で個別の同意を取得。

## 3. アプリケーション・プライバシーポリシーを掲示する場所について

「個人情報保護方針」「アプリケーションの利用規約」等と明確に区別できるようにする。  
アプリケーション・マーケットやダウンロードページのアプリケーションを紹介するスペースに可能な限り掲示する。  
スペースが限られているなど、全文を掲示できない場合には、全文を閲覧できるページへのリンクを掲載し、アプリケーションの紹介ページに可能な限り要約や概要を掲示することを推奨。  
掲示場所がない場合や掲示できない事情がある場合には、インストールの際や初回起動時に、アプリケーションのプログラムでポップアップやページ遷移の工夫を行う。  
アプリケーション利用中にも、呼び出せるようにすることを推奨。

## 4. アプリケーション・プライバシーポリシーの変更について

変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行い、必要に応じて変更箇所や追加内容が理解できるように、通知又は公表することを推奨。

利用者が想定することが困難であると認められる利用目的の変更を行う場合には、改めて本人の同意を得ることを推奨。

## 5. 同意が得られなかった場合に制限される事項について

同意が得られなかった場合にアプリケーションやサービスの利用が制限される場合は、その旨を説明することを推奨。

## 6. 取得した利用者情報の取扱いについて

アプリケーションをアンインストールせずに端末の買い替えをした場合、退会手続きを経ずにアプリケーションを削除した場合、あるいは当初利用したものの長期間利用せずに放置した等一定期間利用が無い場合のために、取得した利用者情報の保存期間や削除の方針を記載しておくことが有用。一般的には、一定の保存期間を設定し、その期間を超えて利用が無かった場合には利用者情報を削除することを明記し、利用者にあらかじめ通知又は公表することを推奨。

## 7. 必要要件以外の同意取得について

分かりやすく透明性が高い説明を行うだけでなく有効な選択肢の提供として、「アプリケーション・プライバシーポリシー」および「契約者・端末固有ID等の取得」については同意を取得することを推奨。

## 8. 日本語以外での説明に対する対応について

情報収集モジュール提供者からアプリケーション・プライバシーポリシー等が日本語で提供されていない場合は、情報収集モジュール提供者に日本語での提供を求めることを推奨。

(MCFは業界団体として海外の主要な情報収集モジュール提供事業者に対して提供を求めていく予定) アプリケーション提供者が日本語に翻訳して提供することも考えられるが、この場合、法的な問題が発生することもあるので、その旨注意事項を明記して提供することを推奨。

## 9. 既存のアプリケーションの本ガイドラインへの対応について

既に提供されているアプリケーションにおいても、本ガイドラインへ可能な限り早く準拠することを求める。

アプリケーションの改修が必要な場合は、改修計画を策定し、着実に実行される体制を整備することを推奨。

策定、掲示されたアプリケーション・プライバシーポリシーと実際の運用との間に矛盾が起こらないように注意。



## 第4—1条（外部送信）

第2—1条及び第2—2条に基づき取得された情報については、  
（外部送信がある場合）〇〇〇の設置するサーバーに転送され、目的の範囲で使用されます。

※【MCF推奨】（外部送信のない情報へのアクセスについて明確化）〇〇については端末内部で  
〇〇の目的の範囲で使用されます。



利用者視点で検討し追加

OSのAPIを利用した場合は外部送信の有無に関わらず通知するため  
一般の利用者は情報が取得されていると感じる  
そのため、利用者の不安感を払拭するために推奨

1. アプリケーション提供者への周知・啓発
2. 実際にアプリケーション・プライバシーポリシーを策定し掲出させるための実効性を高める施策(モニタリング、検証、インセンティブ等)
3. アプリケーション・プライバシー通りに開発、運用する体制の構築に関するガイドライン等の必要性(プライバシー・バイ・デザイン)
4. 関係者間の連携